

2020年4月27日

大阪市教育委員会
教育長 山本普次 様

子どもの命と健康を守り、安全安心に学校を再開させるための要求書

大阪市学校園教職員組合
執行委員長 宮城 登
養護教職員部長 園田 浩美

学校再開にあたっては、子どもが安全安心に学校生活を過ごし、教職員も安全に働けるよう以下の対応を要求します。

1. 在校時や登下校時における「3つの密」を防ぐ、および心のケアを行うために必要な条件整備をおこなうこと。緊急に必要な教職員を増員配置するなど条件整備をおこなうこと。
2. すべての子どもたちが利用可能な手洗い場や消毒液、液体せっけん、非接触型体温測定機器、ペーパータオル等を確保すること。
3. 必要とするすべての子どもたちと教職員にマスク等を提供できるようにすること。
4. 保健室がクラスターの発生源にならないよう以下の3点について保健室での詳細な対応マニュアルを作成すること。なお、マニュアルを通知する際には事前に協議すること。
 - ① 不調者の対応について
 - ② 保健室での感染防止対策（養護教諭による処置（内科・外科）、リネン・寝具・ベッド等の使用、その他）
 - ③ 養護教職員の感染予防対策
5. 感染が疑われる子どもたちが待機（隔離）する場所を確実に確保し、保健室が感染していない児童・生徒と接触する場にならないようにすること。また、感染が疑われる子ども、感染していない子どもに安全に対応できるよう、臨時的に介助員を派遣すること。
6. 2020年度の定期健康診断実施にあたり現場に混乱を来さないよう具体的な対応を示すこと。なお、対策は現場で実現可能な内容であること。
 - ① 定期健康診断で新型コロナウイルス感染症対策として必要な物品は各学校での準備を事前に確認し、準備が困難な学校に対しては市教委から配布してから定期健康診断の実施を通知すること。
 - ② マスク、プラスチック手袋、検診時のゴーグル、消毒液の配布。オートクレーブ（高圧蒸気滅菌器）のない学校への設置、もしくは、業者による器具の滅菌消毒の実施をすること。
 - ③ X線・心電図、尿検査等の検査機関がおこなう健康診断については、健診時期の延期等を含め、円滑に実施できるよう検査機関と協議すること。
7. 宿泊行事、校外学習、遠足については学校の管理できる範囲外の多くの施設や関係者との接触は「3つの密」となり、避けることはできないため安全な実施が可能となるまで実施を見合わせる。
また、見合わせによる保護者への経済的負担が発生しないようにすること。
8. 水泳指導については、定期健康診断が終了し、安全な実施が可能となるまでは実施を見合わせる。
9. 養護教職員の命と健康を守る措置を行うこと。

以上